

ハイヤー・タクシー業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	10~11	当方タクシー業務において空車進行中に歩道に乗客の手が上がり停車した。その乗客が大型のスーツケースを持っていた為に車両トランクを開け、当方が持ち上げトランク内に入れようとしたところ、腰部を痛めたものである。（転倒なし）	46	500 ～ 999
3	11~12	男性客が降車する際、お客様が使用している電動車イスを車のトランクから降ろすときに腰に痛みを感じた。すぐに痛みは回復すると思っていたが、徐々に痛みが増してきた。	58	100 ～ 299
5	10～ 11	業務中お客様荷物をトラックに入れる際、腰部に痛みがあり負傷した。	55	100 ～ 299
5	17～ 18	駅から乗車した客のスーツケース2つ（重量1つ15kgはあったと思われる）を両手で抱えトランクへ載せたところ、思いのほか重さがあり、両肩に痛みを感じたが、そのまま客を自宅へ送り届け、降車時にトランクに載せたスーツケースを降ろす際にピキッと両肩に激痛が生じた。	63	30 ～ 49
6	8～9	タクシー営業中、乗客が降車し、トランクにある乗客の荷物を降ろす際に負傷したものである。	50	—
7	6~7	お客様のお荷物（約5kg）をトランクに積み込むため中腰で作業を行った際、腰部を負傷した。	43	100 ～ 299
10	15～ 16	トランクからお客様のスーツケースを取り出す際、両腕を伸ばして手前に引こうとしている際、右腕がパチンと音がして痛みが走った。	57	100 ～

				299
10	16～ 17	タクシーに乗客を乗せて空港に到着し、トランクからゴルフバックを取り出すため、持ち上げて体を左に捻って地面に下ろそうとした際、腰を痛めた。	69	1～ 9
12	19～20	お客様の荷物をトラックに積み込むとき、荷物がかなり重かったため横にし、前屈みの状態から持ち上げたところ、腰を痛めて就業できない状態となった。	53	30 ～ 49

出典： https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html